



意欲のある介護職のみなさんを支援します！
今年度より補助内容を拡充しています！

萩市介護人材資格取得等助成金

萩市では、市内の介護サービス事業所等（裏面参照）に勤務し介護業務に従事する方（入職予定の方を含む）や入職の希望のある方（受講後 1 年以内に入職する方）に研修受講および資格取得に要する費用の一部を当該年度予算の範囲において助成します。

※予算に限りがあります。

1 助成金の種類

受講区分	研修等	助成対象経費	助成限度額
介護職員	①初任者研修	入学料、受講料、教材費、修了試験受験料の実額 （※交通費、参考図書代、コピー代等を除く）	50,000 円
介護福祉士	②実務者研修		80,000 円
	③国家試験	受験料の実額（※交通費、参考図書代等を除く）	15,000 円
介護支援専門員	④実務研修受講試験	受験料の実額（※交通費、参考図書代等を除く）	9,000 円
	⑤実務研修	受講料の実額（※交通費、参考図書代等を除く）	30,000 円

2 助成金対象者 ※次の要件を全て満たす方

- ・萩市内の介護サービス事業所等（裏面参照）に「介護職」として勤務している方（入職予定の方を含む）または入職希望者（入職希望者については受講後 1 年以内に萩市内の介護サービス事業所等へ入職すること）
- ・研修受講等を終えた後も、萩市内の介護サービス事業所等にて、萩市内居住者は 1 年以上、萩市外居住者は 2 年以上継続して勤務する意思のある方（入職希望者は入職後、対象の期間を継続して勤務する意思のある方）
- ・市税等の滞納がない方（住所地において）
- ・他の類似する助成金、補助金、貸付金等を重複して受給（申請）していない方

3 提出書類 ※下記問合わせ先まで提出してください。

＜申請時＞ ※受講前または受講開始後 30 日以内（国家試験は受験前日）までに申請すること
ただし令和 5 年度開講し受講期間が年度をまたぐ場合は、この限りではない

- ・交付申請書
- ・誓約書兼同意書
- ・受講内容、受講等費用および日程等が記載された資料の写し（上記①②⑤の場合）
- ・各試験受験申込書の写し又は受験票の写し（上記③④の場合）
- ・萩市外居住者については、住所地において市税等の滞納がないことが分かる書類（証明）
- ・緊急連絡先申出書（入職希望者のみ）

＜請求時＞ ※助成金の決定通知を受取後、領収書等を添付し、申請年度内に請求すること（申請時に一緒に提出も可）

- ・交付請求書（申請と同時に提出する場合は、請求書の日付は空欄のこと）
 - ・受講費用又は受験費用等を申請者本人が負担したことを確認できる書類（領収書等）
- ※ただし概算払い（前払い）の場合は、必ず申請時に助成金交付請求書をご提出ください。萩市外居住者については、併せて所得証明書が必要です。精算のため、領収書等を後日ご提出ください。

＜修了報告時＞ ※研修修了後または受験後、60 日以内に提出すること

- ・修了報告書
- ・研修受講修了証明書の写し（上記①②⑤の場合のみ）
- ・各試験の受験票の写し（上記③④の場合のみ）

4 その他

- ・助成金の申請は、年度に関わらず助成金の区分毎に 1 人 1 回のみです。
- ・年度内に複数の種類の助成金の申請をする場合は、助成限度額が合計 95,000 円になります。
- ・本助成金は、スキルアップを目的としておりますので、国家試験の可否に関わらず助成します。



【申請書提出・問合せ先】 各種申請様式は萩市ホームページにも掲載しています。

萩市福祉部高齢者支援課 高齢福祉係、各総合事務所 市民窓口部門、支所、出張所
〒758-8555 山口県萩市大字江向 510 番地 電話:0838-25-3137 FAX:0838-24-5152

○助成対象となる勤務（入職予定）先

1. 介護保険法に基づく介護サービス

居宅サービス	居宅介護支援 訪問介護（ホームヘルプ） 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 訪問看護 通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション（デイケア） 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等） 介護医療院
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 療養通所介護 認知症対応型通所介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援 短期入所（ショートステイ） 療養介護 生活介護 施設入所支援
訓練等給付	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援

3. 児童福祉法に基づくサービス

障がい児通所給付	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
----------	--

4. 救護施設（生活保護法第38条第1項第1号によって規定された保護施設）